

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

〔一〕六 略  
六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局及びローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 時分割複信方式を用いるものの受信設備

(1) 三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信設備

ア 感度

(ア) 基地局の感度

(i) 空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ。）のある受信設備

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャンネル間隔に同じ同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナ（複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有するアンテナをいう。以下同じ。）と組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として、各空中線端子において次の表の値を満たすこと。

一 周波数帯域 (GHz)	二 最大送信電力 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))	三 チャンネル間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)
三・四を超え四・一以下	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

(ii) 空中線端子のない受信設備

〔一〕六 略  
六の二 〔同上〕

〔新規〕

1 三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信設備

(1) 〔同上〕

ア 〔同上〕

(ア) 〔同上〕

一 周波数帯域 (GHz)	二 最大送信電力 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))	三 チャンネル間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)
三・六を超え四・一以下	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

(イ) 〔同上〕

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 周波数帯域 (GHz)	二 最大送信電力 (デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。以下この表において同じ。))	三 チャンネル間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)	三・四を超え四	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				・一以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(イ)

陸上移動局の感度  
希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。以下この表において同じ。))	三・四を超え三・八 以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

〔注〕略

イ プロッキング特性

(ア) 基地局のプロッキング特性

一 周波数帯域 (GHz)	二 最大送信電力 (デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。以下この表において同じ。))	三 チャンネル間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)	三・六を超え四	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
				・一以下	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
				[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
				[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

イ

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。以下この表において同じ。))	三・六を超え三・八 以下	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
			[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
			[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
			[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
			[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
			[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
			[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
			[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
			[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
			[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
			[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

〔注〕同上

ア 同上

(ア) 同上

(i) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアンテナと組み合わせない場合にあつては各空中線端子における送信電力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル（1ミリワットを0デシベルとし、 $N = 1$ とする。ただし、アクティブフェーズドアンテナと組み合わせた場合にあつては、 $N$ は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。以下この(i)において同じ。）を超えるものにあつては-43デシベル、最大送信電力が $24 + 10 \log_{10} N$ デシベルを超え $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル以下のものであつては-38デシベル、最大送信電力が $24 + 10 \log_{10} N$ デシベル以下のものであつては-35デシベル

―【表略】

(ii) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、(i)の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が47デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下この(ii)において同じ。）を超えるものにあつては-43デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものであつては-38デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものであつては-35デシベルから空中線絶対利得を減じた値

イ―陸上移動局のブロッキング特性

(i) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲げる周波数幅の変調された第一妨害波を（一）五六デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下この(i)において同じ。）の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調された第二妨害波を（二）四四デシベルの電力で加えた場合において、スループットがそ

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル（1ミリワットを0デシベルとし、 $N = 1$ とする。ただし、アクティブフェーズドアンテナと組み合わせた場合にあつては、 $N$ は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。以下この(ア)において同じ。）を超えるものにあつては-43デシベル、最大送信電力が $24 + 10 \log_{10} N$ デシベルを超え $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル以下のものであつては-38デシベル、最大送信電力が $24 + 10 \log_{10} N$ デシベル以下のものであつては-35デシベル

―【表同上】

(イ) 【同上】

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、(ア)の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が47デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下この(イ)において同じ。）を超えるものにあつては-43デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものであつては-38デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものであつては-35デシベルから空中線絶対利得を減じた値

イ―【同上】

(ア) 【同上】

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲げる周波数幅の変調された第一妨害波を（一）五六デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下この(ア)において同じ。）の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調された第二妨害波を（二）四四デシベルの電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五



[略]	三四・四六二五	[略]
[略]	三九・四七二五	[略]
[略]	四四・四六七五	[略]
[略]	四九・四六二五	[略]
[略]	五四・四七二五	[略]
[略]	五九・四六七五	[略]

(ii) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、(i)の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が47デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)を超えるものにあつては-52デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものにあつては-47デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては-44デシベルから空中線絶対利得を減じた値

(イ) 陸上移動局の隣接チャネル選択度

- 一 (i)・(ii) 略
- (iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合  
各搬送波における(i)の表の値を満たすこと。

エ 相互変調特性

- (ア) 基地局の相互変調特性
- (i) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアンテナと組み合わせない場合にあつては各空中線端子における送信電力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル(1ミリワットを0デシベルとし、 $N = 1$ とする。ただし、アクティブフェーズドアンテナと組み合わせた場合にあつては、 $N$ は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超えるものにあつては-52デシベル、最大送信電力が $24 + 10 \log_{10} N$ デシベル

[同上]	三四・四八五	[同上]
[同上]	三九・五八五	[同上]
[同上]	四四・五三五	[同上]
[同上]	四九・四八五	[同上]
[同上]	五四・五八五	[同上]
[同上]	五九・五三五	[同上]

(イ) [同上]

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、(ア)の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が47デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)を超えるものにあつては-52デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものにあつては-47デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては-44デシベルから空中線絶対利得を減じた値

イ [同上]

- 一 (ア)・(イ) [同上]
- (ウ) [同上]

(4) [同上]

- 一 [同上]
- (ア) [同上]

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル(1ミリワットを0デシベルとし、 $N = 1$ とする。ただし、アクティブフェーズドアンテナと組み合わせた場合にあつては、 $N$ は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超えるものにあつては-52デシベル、最大送信電力が $24 + 10 \log_{10} N$ デシベル

を超え $38+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては $-47$ デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては $-44$ デシベル

一	二	三	四
チャンネル間隔 (MHz)	変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
[略]	一二・四六五	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	一七・三九五	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	五一・四六	[略]	[略]
[略]	五七・四八	[略]	[略]

(ii) | 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、(i)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スルーポイントがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が $47$ デシベル(1ミリワットを $0$ デシベルとする。)を超えるものにあつては $-52$ デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が $33$ デシベルを超え $47$ デシベル以下のものにあつては $-47$ デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が $33$ デシベル以下のものにあつては $-44$ デシベルから空中線絶対利得を減じた値

(イ) | 陸上移動局の相互変調特性

- 上 (i)・(ii) [略]
- (iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合  
各搬送波における(i)の表の値を満たすこと。
- (2) | 二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用する受信設備  
ア 感度

上 (ア) [略]

(イ) | 陸上移動局の感度

希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔

$+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては $-47$ デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては $-44$ デシベル

一	二	三	四
チャンネル間隔 (MHz)	変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
[同上]	一二・四五	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	一七・三八	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	五一・四三	[同上]	[同上]
[同上]	五七・四五	[同上]	[同上]

(イ) | [同上]

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、(ア)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スルーポイントがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が $47$ デシベル(1ミリワットを $0$ デシベルとする。)を超えるものにあつては $-52$ デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が $33$ デシベルを超え $47$ デシベル以下のものにあつては $-47$ デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が $33$ デシベル以下のものにあつては $-44$ デシベルから空中線絶対利得を減じた値

イ | [同上]

上 (ア)・(イ) [同上]

- (ウ) [同上]
- 各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

2 | [同上]

(1) | [同上]

上 (ア) [同上]

イ | [同上]

に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

周波数帯域 (MHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。))
[略]	[略]	(一) 八四・二
[略]	[略]	(二) 八一・二
[略]	[略]	(二) 七八・二
[略]	[略]	(二) 七五・二

イ ブロッキング特性

(イ) 陸上移動局のブロッキング特性

└(i)・(ii) 略

(iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合  
各搬送波における(i)の表の値を満たすこと。

ウ 隣接チャンネル選択度

└(ア) 略

(イ) 陸上移動局の隣接チャンネル選択度

└(i)・(ii) 略

(iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合  
各搬送波における(i)の表の値を満たすこと。

└(エ) 略

2|| 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

(1) 感度

ア 基地局の感度

希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 周波数帯域 (MHz)	二 最大送信電力 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))	三 チャンネル間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)
七一八を超え七四八以下、八一五を超え八四	三八を超えるもの	五、一〇又は一	(二) 九八・二
下、八一五を超え八四		五	(二) 九四・六
五以下、九〇〇を超え		二〇	(二) 九三・二
九一五以下、一、四二	二四を超え三八以下	五、一〇又は一	(二) 九三・二
七・九を超え一、四六		五	(二) 九三・二

周波数帯域 (MHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。))
[同上]	[同上]	(一) 八三
[同上]	[同上]	(二) 八〇
[同上]	[同上]	(二) 七七
[同上]	[同上]	(二) 七四

(2) [同上]

└(ア) 同上

└(イ) 同上

└(ア)・(イ) 同上

(ウ) [同上]  
各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

(3) [同上]

└(ア) 同上

└(イ) 同上

└(ア)・(イ) 同上

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合  
各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

└(4) 同上

[新規]



イ

二・九以下、一・七一〇を超え一・七八五以下又は一・九二〇を越え一・九八〇以下	二四以下	二〇	五、一〇又は一	(一) 八九・六
		二〇	五	(二) 九〇・二
		二〇		(一) 八六・六

陸上移動局の感度

希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に於て同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

周波数帯域 (MHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))
七七三を超え八〇三以下	五	(一) 九七・八
	一〇	(一) 九四・八
	一五	(一) 九二・八
	二〇	(一) 九〇・一
八六〇を超え八七五以下	五	(一) 九六・八
	一〇	(一) 九三・八
	一五	(一) 九二・〇
	二〇	(一) 八六・九
八七五を超え八九〇以下	五	(一) 九七・三
	一〇	(一) 九四・一
	一五	(一) 九二・三
	二〇	(一) 八七・四
九四五を超え九六〇以下	五	(一) 九六・三
	一〇	(一) 九三・一
	一五	(一) 九〇・七
	二〇	(一) 八五・一
一、四七五・九を超え一、五一〇・九以下	五	(一) 九九・三
	一〇	(一) 九六・一
	一五	(一) 九四・三
	二〇	(一) 八九・一
一、八〇五を超え一八八〇以下	五	(一) 九六・三
	一〇	(一) 九三・一
	一五	(一) 九一・三
	二〇	(一) 九〇・一
一七〇以下	一〇	(一) 九六・一

一五	(一) 九四・三
二〇	(一) 九三・一

注 複数の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、複数の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

- (i) 同一の周波数帯域で複数の搬送波が隣接する場合  
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。
- (ii) 異なる周波数帯域で複数の搬送波が隣接しない場合  
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。
- (iii) (i)及び(ii)に掲げるもの以外  
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2)

ア プロセッシング特性

基地局のプロセッシング特性  
基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じて、希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

各空中線端子における最大送信電力が38デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。以下このアにおいて同じ。)を超えるものにあつては-43デシベル、最大送信電力が24デシベルを超え38デシベル以下のものにあつては-38デシベル、最大送信電力が24デシベル以下のものにあつては-35デシベル

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五	一〇	五
一〇	一一・五	五
一五	一五	五
二〇	一七・五	五

イ 陸上移動局のプロセッシング特性

基準感度より六デシベル(チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては、七デシベル、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては、九デシベルとする。)高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲げる周波数幅の変調された第一妨害波を(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下このイにおいて同じ。)の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調された第二妨害波を(二)四四デシベルの電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一	チャンネル間	二	第一妨害波	三	第一妨害波	四	第二妨害波	五	第二妨害波
---	--------	---	-------	---	-------	---	-------	---	-------

(3)

ア 基地局の隣接チャネル選択度

隔 (MHz)	の離調周波数 (MHz)	の周波数幅 (MHz)	の離調周波数 (MHz)	の周波数幅 (MHz)
五	一〇	五	一五以上	五
一〇	一二・五	五	一七・五以上	五
一五	一五	五	二〇以上	五
二〇	一七・五	五	二二・五以上	五

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

各空中線端子における最大送信電力が38デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）を超えるものにあつては、52デシベル、最大送信電力が24デシベルを超える38デシベル以下のものにあつては、47デシベル、最大送信電力が24デシベル以下のものにあつては、44デシベル

イ 陸上移動局の隣接チャネル選択度

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五	五・〇〇二五	五
一〇	七・五〇七五	五
一五	一〇・〇一二五	五
二〇	一二・五〇二五	五

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より四五・五デシベル（チャネル間隔が一五MHzのものにあつては、四二・五デシベル、チャネル間隔が二〇MHzのものにあつては、三九・五デシベルとする。）高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(4)

ア 相互変調特性

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五	五	五
一〇	七・五	五
一五	一〇	五
二〇	一二・五	五

相互変調特性  
基地局の相互変調特性  
基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の

信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

各空中線端子における最大送信電力が38デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)を超えるものにあつては、52デシベル、最大送信電力が24デシベルを超え38デシベル以下のものにあつては、47デシベル、最大送信電力が24デシベル以下のものにあつては、44デシベル

一	二	三	四
チャネル間隔 (MHz)	変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
五	一〇	二〇	五
一〇	一一・四六五	二二・五	五
一五	一四・九三	二五	五
二〇	一七・三九五	二七・五	五

イ 陸上移動局の相互変調特性

基準感度より六デシベル(チャネル間隔が一五MHzのものにあつては、七デシベル、チャネル間隔が二〇MHzのものにあつては、九デシベルとする。)高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ(一)四六デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)(二)の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一	二	三	四
チャネル間隔 (MHz)	変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
五	一〇	二〇	五
一〇	一一・五	二二・五	五
一五	一五	三〇	五
二〇	一七・五	三五	五

〔七〇二十三 略〕

二十四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム(設備規則第三条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。)の無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 感度

〔七〇二十三 同上〕

〔新設〕

(1) 基地局の感度

ア 空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ。）のある受信設備

各空中線端子における希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が（一）一〇一・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

イ 空中線端子のない受信設備

希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が（一）一〇一・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）から空中線絶対利得を減じた値以下の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(2) 陸上移動局の感度

希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が（一）九五・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

2 隣接チャネル選択度

(1) 基地局の隣接チャネル選択度

ア 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の隣接帯域に、希望波と同じ帯域幅の（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

イ 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の隣接帯域に、希望波と同じ帯域幅の（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）から空中線絶対利得を減じた値の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(2) 陸上移動局の隣接チャネル選択度

基準感度より十四デシベル高い希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の隣接帯域に、希望波と同じ帯域幅の（一）五四・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

3 相互変調特性

(1) 基地局の相互変調特性

ア 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の隣接帯域の中心に、変調のない（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の妨害波が存在し、なおかつ当該妨害波の隣接帯域（希望波が存在しないほうに限る。）に、希望波と同じ帯域幅の変調された（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシ

ベルとする。)の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

イ 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の隣接帯域の中心に、変調のない(一)五二デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。

(二)から空中線絶対利得を減じた値の妨害波が存在し、なおかつ当該妨害波の隣接帯域(

希望波が存在しないほうに限る。)に、希望波と同じ帯域幅の変調された(一)五二デ

シベル(一ミリワットを○デシベルとする。)から空中線絶対利得を減じた値の妨害波

が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

陸上移動局の相互変調特性

基準感度より十三デシベル高い希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の隣

接帯域の中心に、変調のない(一)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)

の妨害波が存在し、なおかつ当該妨害波の隣接帯域(希望波が存在しないほうに限る。)

に、希望波と同じ帯域幅の変調された(一)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルと

する。)の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であ

ること。

(2)

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線(下線を含む。)は注記である。